

平成30年度投資家説明会の主な御質問

Q 1 公庫債券金利変動準備金について、平成29年度から平成31年度までに9,000億円が国庫に帰属される予定であり、平成29年度及び平成30年度に8,000億円を帰属させ、残りは1,000億円となったが、この金額が増額される可能性はあるのか。

(経営企画部長)

A 公庫債権金利変動準備金の国庫納付については、地方公共団体金融機構法の規定に基づき、機構の経営状況等を踏まえ、総務大臣及び財務大臣が決定する仕組みとなっております。平成29年度から平成31年度までの3年間で9,000億円を国庫納付すると決まっておりますので、適切に対応してまいります。

(総務省地方債課長)

A 国庫納付について、来年度は1,000億円という枠組みの中で取り組んでまいりたいと考えています。

Q 2 臨時財政対策債の貸付け金額及び貸付けに占める割合が増加しているが、この点について、どのように考えているのか。

(副理事長)

A 臨時財政対策債は地方財政収支の不足額を補てんするために起こす地方債であり、その元利償還金相当額については、全額が地方交付税措置されるものであります。そのため、機構としては、臨時財政対策債の償還に懸念はないと考えています。

(総務省地方債課長)

A 臨時財政対策債については、骨太の方針2018の中で、臨時財政対策債の発行額の圧縮、さらには、債務の償還に取り組むことが政府の方針として明記されています。この方針に従い、償還及び発行額の圧縮に取り組んでまいります。

Q 3 地方支援業務について、どのような強化の方向性が検討されているのか。

(杉村理事)

A 今後人口減少・高齢化が本格化する一方で、公共施設等の更新需要が増加するなど、地方公共団体の財政運営の厳しさが増すことが予想されます。そのような中で、自治体の財政運営の健全化の確保について支援を強化していく必要があります。

そのために、自治体の政策ニーズを把握した上で、先進事例等の調査研究を行い、蓄積した成果を、自治体にフィードバックしていきます。平成30年度は、これまで行っ

てきた財政セミナーも強化し、市町村長向けのシンポジウムも開催していく予定です。

また、現在自治体の喫緊の課題である地方公営企業の経営戦略の策定や公会計の有効活用についても、引き続き支援を行ってまいります。

Q4 SDGsについての機構の取り組みについて。

(野島理事)

A 機構の貸付け事業は、上下水道事業、交通事業、病院事業、緊急防災・減災事業等、SDGsに合致する事業が大勢を占めています。

また、現在、債券市場においては、環境改善効果を有する事業を資金用途とする債券、いわゆるグリーンボンドの発行・投資需要が高まっていると聞いているところ、機構においても内外の発行体の起債動向、投資家の動向等について、鋭意情報収集をしつつ、研究を進めているところです。

機構としては、引き続き、住民の福祉の増進及び持続可能な社会づくりに寄与することによって、SDGsに積極的に貢献してまいります。

Q5 マイナス金利政策が継続する経済環境において留意している財政運営上の問題点について。

(理事長)

A 資産と負債について、デュレーションギャップを2年以内におさめることを1つの目途にしながら、適切な管理を行い、健全な運営を図っていくことを心がけています。

また、債券の調達についてもできるだけ低利で調達することが不可欠であると認識しています。そのために、様々な手段で調達に取り組んでおりますが、今後とも皆様から様々なご指導、ご助言をいただきながら改善を図ってまいりたいと考えております。